

# 資料編

1. 関係法令
  - (1) 耐震改修促進法
  - (2) 耐震改修促進法施行令
  - (3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
  - (4) 建築基準法（抜粋）
  
2. 佐賀市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則
  
3. 佐賀市補助金要綱
  - (1) 佐賀市耐震診断等事業費補助金交付要綱
  - (2) 佐賀市耐震診断事業費臨時補助金交付要綱
  - (3) 佐賀市耐震改修事業費補助金交付要綱
  
4. 防災ベッド・耐震シェルターの紹介

# 1.関係法令

## (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）

最終改正：平成二六年六月四日法律第五四号

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。  
2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。  
3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

#### (国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。  
3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。  
4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

#### (基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。  
2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。  
一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項  
二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項  
三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項  
四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項  
五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項  
3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。  
2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。  
一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
  - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
  - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

#### (市町村耐震改修促進計画)

- 第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
    - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
    - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
    - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
    - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
  - 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
    - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
    - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
  - 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

### 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

#### (要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

- 第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
  - 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
  - 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

#### (要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

- 第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

**(耐震診断の結果の公表)**

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

**(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)**

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

**(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)**

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

**(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)**

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勧案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

**(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)**

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)**

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

**(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)**

- 第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
  - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
  - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
  - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

**(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)**

- 第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

**第四章 建築物の耐震改修の計画の認定**

**(計画の認定)**

- 第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物の位置
  - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
  - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
  - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
  - 五 その他国土交通省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
  - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
  - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
  - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
  - ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
  - 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
  - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項 、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
  - ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
    - (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
    - (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
  - 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
  - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
  - ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
- 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

**（計画の変更）**

- 第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

**（計画認定建築物に係る報告の徴収）**

- 第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

**（改善命令）**

- 第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**（計画の認定の取消し）**

- 第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

## 第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

### (建築物の地震に対する安全性に係る認定)

- 第二十二條 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
  - 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
  - 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

### (基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

- 第二十三條 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

### (基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

- 第二十四條 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二條第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第十三條第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

### (区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

- 第二十五條 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五條第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四條の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九條第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
  - 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

### (要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

- 第二十六條 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

### (要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

- 第二十七條 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第七章 建築物の耐震改修に係る特例

### (特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

- 第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法 の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。
- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項 の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
  - 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者が第一項 の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項 の規定の適用については、同項 中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

### (機構の業務の特例)

- 第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号 の住宅又は同項第四号 の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

### (公社の業務の特例)

- 第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条 に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。
- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号 中「第二十一条 に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

### (独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

- 第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

## 第八章 耐震改修支援センター

### (耐震改修支援センター)

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

### (指定の公示等)

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

### (業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

### (業務の委託)

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

### (債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

### (事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
  - 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
  - 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
  - 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
  - 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
  - 六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

## 第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### (機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

### (要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
  - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
  - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

## 附 則（平成八年三月三十一日法律第二一号）抄

### (施行期日)

(省略)

## (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）

最終改正：平成二八年二月一七日政令第四三号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

### （都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

- 第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
- 2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方米を超える建築物
  - 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

### （都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

- 第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。
- 一 診療所
  - 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
  - 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
  - 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設
  - 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
  - 六 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
  - 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
  - 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
  - 九 火葬場
  - 十 汚物処理場
  - 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
  - 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
  - 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
  - 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
  - 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和三十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

**（耐震不明建築物の要件）**

- 第三条 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。
- 一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
  - 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの
  - 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

**（通行障害建築物の要件）**

- 第四条 法第五条第三項第二号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。
- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
  - 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

**（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）**

- 第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条 の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

**（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）**

- 第六条 法第十四条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 診療所
  - 三 映画館又は演芸場
  - 四 公会堂
  - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 六 ホテル又は旅館
  - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
  - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
  - 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
  - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
  - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
  - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

**（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）**

- 第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
  - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
  - 三 マッチ
  - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
  - 五 圧縮ガス
  - 六 液化ガス
  - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
  - 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
    - 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
      - イ 火薬 十トン
      - ロ 爆薬 五トン
      - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
      - ニ 銃用雷管 五百万個
      - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
      - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
      - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
      - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
    - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
    - 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

- 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類  
二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）  
二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）  
二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一つである場合の数量とする。

**（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）**

- 第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 病院又は診療所
  - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
  - 四 集会場又は公会堂
  - 五 展示場
  - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 七 ホテル又は旅館
  - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 九 博物館、美術館又は図書館
  - 十 遊技場
  - 十一 公衆浴場
  - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
  - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
  - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
  - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物
  - 2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
    - 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
    - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
    - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
    - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
  - 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

**(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)**

- 第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

**(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)**

- 第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

**(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)**

- 第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

**(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)**

- 第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

### (3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成一八年一月二五日 国土交通省告示 第百八十四号)

最終改正：平成二八年三月二五日 国土交通省告示 第五百二十九号

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議決定）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月閣議決定）においては、10年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

#### 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

##### 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

##### 2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

##### 3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである

## イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

## ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

## ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

#### 4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

#### 5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

#### 6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

#### 7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

#### 8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

#### 9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## **二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項**

### **1 建築物の耐震化の現状**

平成 25 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 5,200 万戸のうち、約 900 万戸（約 18 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 82 パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15 年の約 1,150 万戸から 10 年間で約 250 万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは 10 年間で約 55 万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第 14 条第 1 号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約 42 万棟のうち、約 6 万棟（約 15 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 85 パーセントと推計されている。

### **2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定**

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成 28 年 3 月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95 パーセントにすることを目標とするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を 95 パーセントとするためには、平成 25 年から平成 32 年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約 650 万戸（うち耐震改修は約 130 万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 3 倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約 4 万棟（うち耐震改修は約 3 万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 2 倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

## **三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項**

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

## **四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項**

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

## 五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

### 1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

#### イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

#### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘察し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

#### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘察し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第2号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、同項第 4 号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第 28 条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第 5 号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

## 二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

## ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。また、所管行政庁は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

## 2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

### イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成 17 年 3 月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第 6 条第 1 項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第 5 条第 7 項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

## ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

## ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

## ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

## 3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

## 附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。
- 2 平成7年建設省告示第2089号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成7年建設省告示第2089号第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

## 附 則（平成25年10月29日国土交通省告示第1055号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成25年11月25日）から施行する。

## 附 則（平成28年3月25日国土交通省告示第529号）

この告示は、公布の日から施行する。

#### (4) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）〔抜粋〕

最終改正：平成二八年六月七日法律第七二号

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

#### （維持保全）

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 第十二条第一項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

#### （違反建築物に対する措置）

第九条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命じることができる。

2 特定行政庁は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から三日以内に、特定行政庁に対して、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第一項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第一項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の二日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第四項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前五項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。

8 前項の命令を受けた者は、その命令を受けた日から三日以内に、特定行政庁に対して公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。この場合においては、第四項から第六項までの規定を準用する。ただし、意見の聴取は、その請求があつた日から五日以内に行わなければならない。

9 特定行政庁は、前項の意見の聴取の結果に基づいて、第七項の規定によって仮にした命令が不当でないと認めた場合においては、第一項の命令をすることができる。意見の聴取の結果、第七項の規定によって仮にした命令が不当であると認めた場合においては、直ちに、その命令を取り消さなければならない。

10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第二項から第六項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命じることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命じることができる。

- 1 1 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、特定行政庁又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 1 2 特定行政庁は、第一項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和三十二年法律第四十三号）の定めるところに従い、みずから義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 1 3 特定行政庁は、第一項又は第十項の規定による命令をした場合（建築監視員が第十項の規定による命令をした場合を含む。）においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 1 4 前項の標識は、第一項又は第十項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、第一項又は第十項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 1 5 第一項、第七項又は第十項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

**（保安上危険な建築物等に対する措置）**

- 第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
  - 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
  - 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

## 2.佐賀市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成27年12月22日 規則第47号

### (趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (耐震診断の結果の報告書の添付書類)

第2条 省令第5条第4項(省令附則第3条において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断の結果を既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会(以下「判定委員会」という。)が証する書類(以下「耐震診断の判定結果書」という。)の写し
  - (2) 付近見取図
  - (3) 配置図
  - (4) 各階平面図
  - (5) 床面積求積図
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が提出の必要がないと認めるときは、同項第1号に掲げる書類を添えることを要しない。

### (耐震改修の計画の認定の申請書の添付書類)

第3条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを判定委員会が証する書類(以下「耐震改修計画の評価書」という。)の写し
  - (2) 付近見取図
  - (3) 配置図
  - (4) 各階平面図
  - (5) 床面積求積図
- 2 省令第28条第11項の規定により、同条第2項に規定する構造計算書を添えることは要しない。

### (地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類)

第4条 省令第33条第1項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 省令第33条第1項第1号に掲げる図書を提出する場合 現況調査報告書(別記様式)及び床面積求積図
  - (2) 省令第33条第1項第2号に掲げる図書を提出する場合 現況調査報告書、付近見取図、配置図、各階平面図及び床面積求積図
- 2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図及び次に掲げるいずれかの書類とする。
- (1) 耐震診断の判定結果書の写し
  - (2) 耐震改修計画の評価書の写し及び現況調査報告書
- 3 省令第33条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 現況調査報告書
  - (2) 付近見取図
  - (3) 配置図
  - (4) 各階平面図
  - (5) 床面積求積図
- 4 省令第33条第3項の規定により、同条第2項第1号に規定する構造計算書を添えることは要しない。

**(耐震改修の必要性に係る認定の申請書の添付書類)**

第5条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断の判定結果書の写し
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 各階平面図
- (5) 床面積求積図

2 省令第37条第2項の規定により、同条第1項第2号に掲げる構造計算書を添えることは要しない。

**(補則)**

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この規則は、公布の日から施行する。

**(経過措置)**

2 この規則の施行の日前に耐震診断を完了した建築物であって耐震診断の判定結果書の交付を受けていないものに係る第2条の規定の適用については、耐震診断の結果を示す構造計算書を同条第1項第1号に掲げる書類とみなすことができる。

別記様式（第4条関係）

別記様式（第4条関係）

現況調査報告書

年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住 所  
氏 名 ㊟  
電 話

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項の規定により認定を申請する建築物の現況について調査結果を報告します。

調 査 者	資格	( ) 建築士 ( ) 登録第 号		
	氏名	㊟		
	建築士事務所	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号		
		名称	(電話 )	
所在地				
建 築 物	建築物名称			
	敷地位置			
	建築面積		延床面積	
	構造		階数	地上 階 地下 階
	建築物の用途			
調 査 結 果	構造耐力関係規定	<input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格		
	既存不適格条項			
	構造耐力関係以外の規定	<input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格		
	既存不適格条項			
	耐震改修工事の改修計画と施工内容			
<p>特記事項</p> <p>増改築等の履歴 <input type="checkbox"/>違法な増改築の実施がされていないことを確認した。</p> <p>既存部分の劣化状況 <input type="checkbox"/>著しい劣化状況は見られないことを確認した。</p> <p>調査結果 <input type="checkbox"/>耐震改修計画のとおり耐震改修が行われていることを確認した。</p> <p>その他</p>				

(注) 1 該当する□にはレ印を記入すること。

2 耐震改修の施工状況が分かる写真を添付すること。

### 3.佐賀市補助金要綱

#### (1) 佐賀市耐震診断等事業費補助金交付要綱

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震による既存建築物の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進することを目的として、「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下、「国要綱」という。）の規定に基づき、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修設計（以下、「耐震診断等」という。）を実施する本市内の既存建築物の所有者等に対して、予算の範囲内において補助するため、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 別表第1に定める方法に基づき行う耐震診断をいう。
- (2) 耐震改修設計 国要綱「付属編Ⅱ編第1章イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業」に定める、住宅及び建築物に係る耐震化のための計画の策定に関する事業をいう。
- (3) 建築物の所有者等 建築物の所有者又は当該所有者に代わり耐震診断等に要する経費を負担する親族等で市長が所有者に準ずると認めるものをいう。
- (4) 避難所 市の地域防災計画に位置付けられた地区公民館などの民間所有の避難所であって既存耐震不適格建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下、「法」という。）第5条第3項第1号に規定する既存耐震不適格建築物（昭和56年5月31日以前に着工された建築物に限る。）をいう。）をいう。
- (5) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育所であって既存耐震不適格建築物をいう。
- (6) 社会福祉施設 児童福祉法に定める児童福祉施設（保育所を除く。）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める老人福祉施設等であって既存耐震不適格建築物をいう。
- (7) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅であって既存耐震不適格建築物をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。
- (8) 要緊急安全確認大規模建築物 法附則第3条第1項各号に掲げる建築物をいう。
- (9) 防災拠点建築物 法第5条第3項第1号に掲げる既存耐震不適格建築物をいう。
- (10) 沿道建築物（義務化路線） 法第5条第3項第2号及び第6条第3項第1号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物（市長が該当することが確実と認めるものを含む。）をいう。
- (11) 沿道建築物（努力義務化路線） 法第5条第3項第3号及び第6条第3項第2号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物をいう。
- (12) 多数利用建築物 法第14条第1号に該当する建築物並びに耐震診断の必要があるものとして市が定めた耐震改修促進計画に位置付けている建築物をいう。ただし、第4号から第11号までに該当するものを除く。
- (13) 佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士（以下、「登録建築士」という。） 一般社団法人佐賀県建築士会及び一般社団法人佐賀県建築士事務所協会において登録された建築士で、建築士事務所に属するものをいう。

##### (補助対象経費及び補助率並びに建築物の所有者等)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、別表第2のとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 建築物の所有者等は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 建築物の所有者等は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 4 建築物の所有者等は、市税等の滞納があってはならない。

#### **(補助金の交付申請)**

第4条 耐震診断に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
  - (2) 見積書の写し
  - (3) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
  - (4) 確認通知書の写し又は建築時期が分かる書類
  - (5) 建築物の所有者が分かる書類
  - (6) 前条第2項及び第3項に該当しない旨の誓約書
  - (7) 市税等の完納証明書
  - (8) 建築物の外観写真
  - (9) 要緊急安全確認大規模建築物及び沿道建築物（義務化路線）にあつては、改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書
  - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 耐震補強設計に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 前項第1号から第8号までの書類
  - (2) 各階平面図、断面図（階数が分かるもの）
  - (3) 耐震診断の結果報告書
  - (4) その他市長が必要と認める書類

#### **(補助金交付の条件)**

第5条 規則第5条に規定する補助金の交付に付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
  - (2) 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない場合は、この限りではない。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
  - (6) 補助事業を行うために契約を締結する場合は、市内企業と契約するように努めること。
  - (7) 本事業の耐震診断等を実施した建築物の所有者等は、住宅・建築物の耐震化の促進に向けたアンケート調査等に協力すること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定により市長に変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとする者は、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

#### **(補助金の交付決定の通知)**

第6条 市長は、第4条の申請書の提出があつたときは、補助金交付予定額決定通知書（様式第4号）により交付の決定を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、補助金交付変更（中止・廃止）通知書（様式第5号）により交付決定の内容を変更することができる。

#### **(事業の実施)**

第7条 耐震診断は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じて、当該各号に掲げる者が行わなければならない。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下、「施行規則」という。）第5条第1項に該当するもので建築士事務所に所属する建築士
- (2) 登録建築士（木造住宅（沿道建築物（義務化路線）である木造住宅を除く。）に限る。）
- (3) 前各号と同等以上と認められる者

**(判定)**

第8条 建築物の耐震改修設計（建替え及び除却の計画は除く。）は、その結果について既存建築物耐震診断改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会の判定を受けなければならない。ただし、木造建築物にあっては、建築物の耐震性能を向上させるための改修設計で、その耐震性能を一般社団法人日本建築防災協会（以下、「建防協」という。）による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」又は建防協の評価を受けたプログラムにより確かめたものに代えることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が提出の必要がないと認めるときは、この限りではない。

**(実績報告)**

第9条 耐震診断に係る補助事業を行う者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果を証する書類（その結果に対する所見及び耐震改修に関する方針等をその結果とあわせて記載したもの）
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業の実施者が第7条各号に該当するものであることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 耐震補強設計に係る補助事業を行う者は、実績報告に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号及び第3号の書類
- (2) 木造建築物の耐震改修設計（建替え及び除却の計画を除く。）にあっては、耐震改修設計図書
- (3) 建築物の建替え又は除却の計画にあっては、建替え又は除却の設計図書
- (4) 上記以外の建築物の耐震改修設計にあっては、耐震判定委員会の判定結果の写し
- (5) 契約書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

**(補助金の額の確定通知)**

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定額通知書（様式第7号）により通知するものとする。

**(補助金の交付)**

第11条 補助事業を行う者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第8号）により行うものとする。

**(交付決定の取消し等)**

第12条 市長は、建築物の所有者等が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、条件その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、建築物の所有者等が第3条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。
- 3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、補助金交付確定額取消通知書（様式第9条）により申請者に通知するものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金を返還させることができる。
- 5 市長は、前項の規定により補助金を返還させる場合には、補助金返還命令書（様式第10号）により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

**(取引上の開示)**

第13条 本事業の耐震診断を実施した建築物を所有する者は、当該建築物を譲渡又は貸与しようとするときは、譲受人又は賃借人に、耐震診断の結果を開示しなければならない。

**(書類の提出部数)**

第14条 規則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

**(その他)**

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

別表第1（第2条関係）

耐震診断の方法等	
1	公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目（昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定）
2	財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答解析による方法を除く。以下「木造住宅の耐震診断法」という。）
3	財団法人日本建築防災協会の「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断基準」
4	財団法人建築保全センターの「官庁施設の総合耐震診断基準」
5	文部科学省の「屋内運動場等の耐震性能診断基準」
6	社団法人プレハブ建築協会の「木質系工業化住宅の耐震診断」
7	社団法人プレハブ建築協会の「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」
8	社団法人プレハブ建築協会の「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」
9	財団法人日本建築防災協会の「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」
10	財団法人日本建築防災協会の「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」
11	簡易耐震診断法（前各項に定めるもののほか、一戸建て住宅の耐震診断の方法として、特に市長が認めるものをいう。以下同じ）

別表第2（第3条関係）

	対象建築物	補助対象経費	補助率等
耐震診断	住宅、 保育所、 社会福祉施設、 及び 多数利用建築物	国要綱「付属編Ⅲ編第1章-イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」に掲げる経費のうち、住宅及び建築物の耐震診断に要する費用 ○上限額は次のとおりとする。 (1) 一戸建て住宅(木造住宅の耐震診断法により診断ができる工法による建築物を含む) 一戸当たり134,000円(簡易耐震診断法については一戸当たり30,900円)以内 (2) (1)以外の建築物 ア 建築物の面積が1,000㎡以内の部分は、 1㎡当たり3,600円以内 イ 建築物の面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、 1㎡当たり1,540円以内 ウ 建築物の面積が2,000㎡を超える部分は、	補助対象経費の3分の2以内

		1㎡当たり1,030円以内	
	沿道建築物 (義務化路線)	<p>国要綱「付属編Ⅲ編第1章-イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」に掲げる経費のうち、沿道建築物(義務化路線)の耐震診断に要する費用</p> <p>○上限額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一戸建て住宅(木造に限る)</p> <p>一戸当たり134,000円</p> <p>(2) (1)以外の建築物</p> <p>ア 建築物の面積が1,000㎡以内の部分は、1㎡当たり3,600円以内</p> <p>イ 建築物の面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡当たり1,540円以内</p> <p>ウ 建築物の面積が2,000㎡を超える部分は、1㎡当たり1,030円以内</p> <p>エ 設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,540,000円を限度として加算することができる。</p>	補助対象経費から耐震対策緊急促進事業補助金(平成25年5月29日付け国住市第54号)に基づき交付される限度額を除いた額
耐震補強設計	要緊急安全確認大規模建築物、沿道建築物(義務化路線)	<p>国要綱「付属編Ⅲ編第1章-イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」に掲げる経費のうち、要緊急安全確認大規模建築物及び沿道建築物(義務化路線)の耐震改修設計に要する費用*</p> <p>○上限額は次のとおりとする。</p> <p>ア 建築物の面積が1,000㎡以内の部分は、1㎡当たり3,600円以内</p> <p>イ 建築物の面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡当たり1,540円以内</p> <p>ウ 建築物の面積が2,000㎡を超える部分は、1㎡当たり1,030円以内</p> <p>エ 設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震改修設計に要する費用以外の費用を要する場合は1,540,000円を限度として加算することができる。</p>	補助対象経費の3分の2以内
	住宅(木造住宅等(木造住宅の耐震診断法により診断ができる工法による建築物)を除く住宅に限る)	<p>国要綱「付属編Ⅲ編第1章-イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」に掲げる経費のうち、住宅の耐震改修設計に要する費用(建替え及び除却の計画は除く。)</p> <p>○上限額は次のとおりとする。</p> <p>ア 建築物の面積が1,000㎡以内の部分は、1㎡当たり3,600円以内</p> <p>イ 建築物の面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡当たり1,540円以内</p> <p>ウ 建築物の面積が2,000㎡を超える部分は、1㎡当たり1,030円以内</p> <p>エ 一戸建て住宅以外の住宅について、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震改修設計に要する費用以外の費用を要する場合は1,540,000円を限度として加算することができる。</p>	補助対象経費の3分の2以内

※建替えを行う場合の耐震改修設計にあつては、「住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目 第2 対象の範囲」における建築設計料表を参照し、耐震改修工事に要する費用相当分を建築工事費とした上で、建築設計料率表に基づき算出した額とする。なお、建築工事費が1億円未満の場合においては、建築設計料率は11.11%とする。

## (2) 佐賀市耐震診断事業費臨時補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市耐震診断等事業費補助金交付要綱の特例を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断別表第1に定める方法に基づき行う耐震診断をいう。
- (2) 建築物の所有者等建築物の所有者及び所有者の代わりに耐震診断に要する経費を負担する親族等で市長が所有者に準ずると認めるもの（以下「所有者等」という。）をいう。
- (3) 既存耐震不適格建築物建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項第1号に規定する既存耐震不適格建築物をいう。
- (4) 住宅所有者等が自ら居住するもので、次に定める既存耐震不適格建築物をいう。ただし、店舗等の用途を兼ねるものを除く。
  - ア 木造住宅一戸建ての木造在来軸組構法又は木造枠組壁構法の専用住宅をいう。
  - イ 非木造住宅一戸建ての木造住宅以外の専用住宅をいう。
  - ウ 長屋住宅及び共同住宅（木造）長屋及び共同住宅の木造在来軸組構法又は木造枠組壁構法の専用住宅をいう。
  - エ 長屋住宅及び共同住宅（非木造）長屋及び共同住宅の長屋住宅及び共同住宅（木造）以外の専用住宅をいう。
- (5) 佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士（以下登録建築士という。）一般社団法人佐賀県建築士会及び一般社団法人佐賀県建築士事務所協会において登録された建築士で、建築士事務所に属するものをいう。

### (補助対象経費及び補助率並びに補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、別表第2のとおりとする。ただし、非木造住宅、長屋住宅及び共同住宅（木造・非木造）については、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 建築物の所有者等は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員にあることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助対象者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 4 建築物の所有者等は、市税等の滞納があってはならない。

### (補助金の交付申請)

第4条 耐震診断に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
  - (2) 見積書の写し
  - (3) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
  - (4) 確認通知書の写し又は建築時期が分かる書類
  - (5) 建築物の所有者が分かる書類
  - (6) 前条第2項及び第3項に該当しない旨の誓約書
  - (7) 市税等の完納証明書
  - (8) 建築物の外観写真
  - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定めることとし、その提出部数は1部とする。

### (補助金交付の条件)

第5条 規則第5条に規定する、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない場合は、この限りではない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (6) 補助対象者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) 補助事業を行うために契約を締結する場合は、市内企業と契約するように努めること。

2 前項第2号及び第3号の規定により市長に変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとする者は、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定の通知)

第6条 市長は、第4条の申請書の提出があったときは、補助金交付予定額決定通知書(様式第4号)により交付の決定を通知するものとする。

2 市長は、前条の申請書の提出があったときは、補助金交付変更(中止・廃止)通知書(様式第5号)により交付決定の内容を変更することができる。

### (耐震診断の実施)

第7条 耐震診断は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じて、当該各号に掲げる者が行わなければならない。

- (1) 木造住宅、長屋及び共同住宅(木造)登録建築士
- (2) 非木造住宅、長屋及び共同住宅(非木造)建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項に該当するもので建築士事務所に所属する建築士又はそれと同等以上と認められる者

### (実績報告)

第8条 耐震診断に係る補助事業を行う者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果を証する書類(その結果に対する所見及び耐震改修に関する方針等をその結果とあわせて記載したもの)
- (2) 領収書の写し
- (3) 耐震診断の実施者が第7条各号に該当するものであることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認めた書類

### (補助金の額の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定額通知書(様式第7号)により通知するものとする。

### (補助金の交付)

第10条 補助事業を行うものは、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第8号)により行うものとする。

### (交付決定の取消し等)

第11条 市長は、建築物の所有者等が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、建築物の所有者等が第3条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、補助金交付確定額取消通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金を返還させることができる。

5 市長は、前項の規定により補助金を返還させる場合には、補助金返還命令書(様式第10号)により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

**(取引上の開示)**

第12条 本事業の耐震診断を実施した建築物を所有する者は、当該建築物を譲渡又は貸与しようとするときは、譲受人又は賃借人に、耐震診断の結果を開示しなければならない。

**(アンケート調査等への協力)**

第13条 本事業の耐震診断を実施した建築物を所有する者は、住宅の耐震化の促進に向けたアンケート調査等に協力すること。

**(その他)**

第14条 この要綱のほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

**(施行日)**

1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

**(失効)**

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、この効力を失う。ただし、この要綱の失効前にこの要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

耐震診断の方法等	
(1)	財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」による耐震診断
(2)	財団法人日本建築防災協会の「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断基準」
(3)	社団法人プレハブ建築協会の「木質系工業化住宅の耐震診断」
(4)	社団法人プレハブ建築協会の「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」
(5)	社団法人プレハブ建築協会の「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」
(6)	財団法人日本建築防災協会の「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」
(7)	財団法人日本建築防災協会の「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」
(8)	(1) から (7) 外で、一戸建て住宅の耐震診断の方法として、特別に市長が認めるもの

別表第2（第3条関係）

対象建築物	補助対象経費	補助率等
木造住宅	国要綱 「付属編Ⅲ編第1章イ-16-(12)-① 住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」 第1項第3号に掲げる経費 ○ただし上限額は次のとおりとする ・現況図面がある場合 60,000円 ・現況図面がない場合 90,000円	補助対象経費の 6分の5以内
非木造住宅	国要綱 「付属編Ⅲ編第1章イ-16-(12)-① 住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」 第1項第3号に掲げる経費	補助対象経費の 6分の5以内
長屋住宅及び共同住宅 (木造・非木造)		

◆佐賀県・佐賀市 住宅の耐震診断補助制度(期間限定)

耐震診断 **臨時** 補助事業

平成28年度から3年間限定


# 住まいの耐震診断を支援します！

今年度(H30年度)までの期間限定！  
終了迫る！

いつどこで起きてもおかしくない大地震。熊本地震で、多くの古い住宅が被害を受けたことから、佐賀県では市町と協力して、住宅の耐震診断補助制度を臨時的に拡充しています。

**対象住宅** 昭和56年5月31日以前に着工された住宅

- 個人所有の住宅が対象です。  
(店舗等との併用住宅及び借家は対象外です)



**補助内容** 戸建て木造住宅の場合

<p><b>耐震診断費用</b></p> <p>① 現況図面がある場合：6万円 ② 現況図面がない場合：9万円</p>	<p>国・県・市町 5/6補助</p>	<p><b>自己負担額</b></p> <p>① 1万円 ② 1万5千円</p>
---	-------------------------	--

※戸建て木造住宅以外の住宅については、市町によって、対象となる住宅や補助額等が異なります。  
※診断は、佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士に依頼することが条件です。

## 耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合・・・

◎耐震性を確保するための耐震補強工事の費用にも補助制度があります。

**耐震改修**  
(耐震補強工事の費用に対して、23%を補助)  
【例】工事の費用が150万円の場合 **34万円**を補助

※限度額あり  
※市町によって、補助内容、補助限度額など、取扱いが異なる場合があります。

## ▼ 申請等手続きの流れ



- 補助金の申請先は、お住まいの各市町です。(県への手続きはありません)
- 耐震診断は、各市町が指定する専門家に依頼する必要がありますので、必ず耐震診断を依頼する前に、市町担当窓口にご相談ください。
- 交付決定通知受領前に耐震診断に着手した場合、補助を受けることができませんので、ご注意ください。
- 耐震診断完了後、実績報告書を市町担当窓口へ提出してください。
- 申請書類等は、各市町担当窓口にお問い合わせしてください。

## 申請窓口(市町担当窓口)一覧

(平成30年5月16日時点)

市 町 名	担 当 課 名	電 話 番 号	耐震診断 臨時補助	耐震改修 補 助
佐 賀 市	建 築 指 導 課	0952-40-7170	○	○
唐 津 市	建 築 住 宅 課	0955-72-9139	○	○
鳥 栖 市	建 設 課	0942-85-3600	○	○
多 久 市	建 設 課	0952-75-4826	○	○
伊 万 里 市	都 市 政 策 課	0955-23-2464	○	○
武 雄 市	住 ま い 支 援 課	0954-23-9221	○	○
鹿 島 市	都 市 建 設 課	0954-63-3415	○	○
小 城 市	定 住 推 進 課	0952-37-6150	○	○
嬉 野 市	建 設・新 幹 線 課	0954-42-3311	○	○
神 埼 市	建 設 課	0952-37-0103	○	○
吉 野ヶ 里 町	建 設 課	0952-37-0349	○	○
基 山 町	建 設 課	0942-92-7963	○	○
上 峰 町	建 設 課	0952-52-7414	○	○
み や き 町	建 設 課	0942-96-5531	○	○
玄 海 町	ま ち づ くり 課	0955-52-2156	○	○
有 田 町	建 設 課	0955-46-5615	○	
大 町 町	農 林 建 設 課	0952-82-3151	○	○
江 北 町	建 設 課	0952-86-5616	○	○
白 石 町	建 設 課	0952-84-7124	○	○
太 良 町	建 設 課	0954-67-0313	○	○

※市町によって、補助内容、補助限度額など、取扱いが異なる場合があります。  
 ※耐震補強設計への補助を行っている市町もあります。

**詳しくは、各市町担当窓口へお問い合わせください**

佐賀県土整備部 建築住宅課 建築指導担当

☎ 0952-25-7165 受付時間：9時～17時（土・日・祝日、年末年始を除く）

✉ kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp



佐賀県 耐震 補助制度 検索

Copyright © 2016 Saga Prefecture. All Rights Reserved.

### (3) 佐賀市耐震改修事業費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震による既存建築物の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進することを目的として、住宅・建築物の耐震改修事業を実施する本市内の既存建築物の所有者等に対して、予算の範囲内において補助するため、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震改修事業耐震改修促進計画に基づき実施する社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「国要綱」という。）「付属編Ⅱ編第1章イー16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業」に定める住宅の耐震改修に関する事業（擁壁の耐震改修及び防火改修を除く。）及び建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修を除く。）をいう。
- (2) 建築物の所有者等建築物の所有者又は当該所有者に代わり耐震改修事業に要する経費を負担する親族等で市長が所有者に準ずると認めるものをいう。
- (3) 要緊急安全確認大規模建築物建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）附則第3条第1項各号に該当する建築物をいう。
- (4) 判定委員会全国耐震ネットワーク委員会に参加している団体（「耐震判定委員会登録要綱」に基づいて登録した耐震判定委員会）をいう。
- (5) 住宅一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅であって、既存耐震不適格建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号に規定する既存耐震不適格建築物（昭和56年5月31日以前に着工された建築物に限る。）をいう。）をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。

#### (補助対象経費及び補助率並びに補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、別表のとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 建築物の所有者等は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員にあることを知りながらこれらを利用している者
- 3 建築物の所有者等は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 4 建築物の所有者等は、市税等の滞納があってはならない。

#### (補助金の交付申請)

第4条 耐震改修事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号） 1部
- (2) 耐震診断の結果報告書 1部
- (3) 耐震改修後の耐震性能について記載された書類の写し（判定委員会の評価を受けたものに限る。ただし、木造住宅については耐震補強計画書（建築物の耐震性能を向上させるための補強計画で、その耐震性能を一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」により確かめたものをいう。）とする。以下「改修計画」という。） 2部

- (4) 設計図書（判定委員会の評価を受けた際、提出したもの。ただし、木造住宅については配置図、平面図、立面図とする。） 2部
- (5) 耐震改修工事に要する費用（工事費内訳等）が確認できる書類 2部
- (6) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 1部
- (7) 確認通知書の写し又は建築時期が分かる書類 1部
- (8) 建築物の所有者が分かる書類 1部
- (9) 前条第2項及び第3項に該当しない旨の誓約書 1部
- (10) 市税等の完納証明書 1部
- (11) 建築物の外観写真 1部
- (12) その他市長が必要と認める書類 市長が必要と認める部数

2 前項に規定する補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定めることとする。

#### **(補助金交付の条件)**

第5条 規則第5条に規定する補助金の交付に付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金の交付の対象となる耐震改修事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない場合は、この限りではない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業完了後5年間保管すること。
- (6) 補助対象者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) 補助事業を行うために契約を締結する場合は、市内企業と契約するように努めること。ただし、木造住宅等（木造住宅の耐震診断法により診断ができる工法による建築物をいう。）の事業については、佐賀市内に本店を有している企業と契約すること。

2 前項第2号及び第3号の規定により市長に変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとする者は、補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

#### **(補助金の交付決定の通知)**

第6条 市長は、第4条の申請書の提出があったときは、補助金交付予定額決定通知書（様式第4号）により交付の決定を通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の申請書の提出があったときは、補助金交付変更（中止・廃止）通知書（様式第5号）により交付決定の内容を変更することができる。

#### **(実績報告)**

第7条 補助事業を行う者は、当該補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し 2部
- (2) 改修計画に基づいて工事が実施されたことが確認できる書類 2部
- (3) 工事写真（耐震改修事業に係る全ての工事内容（施工前・施工後）が確認できるもの） 1部
- (4) 完成写真（全景） 2部
- (5) 領収書の写し 1部
- (6) その他市長が必要と認めた書類 市長が必要と認める部数

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、市長が別に定めることとする。

#### **(補助金の額の確定通知)**

第8条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定額通知書（様式第7号）により通知するものとする。

#### **(補助金の交付)**

第9条 補助事業を行う者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第8号）により行うものとする。

**(交付決定の取消し等)**

- 第10条 市長は、建築物の所有者等が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 市長は、建築物の所有者等が第3条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。
- 3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、補助金交付確定額取消通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金を返還させることができる。
- 5 市長は、前項の規定により補助金を返還させる場合には、補助金返還命令書（様式第10号）により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

**(その他)**

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**別表（第3条関係）**

対象建築物	補助対象経費	補助率等
住宅	国要綱 「附属編Ⅲ編第1章イ-16-(12)-① 住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」 第4項第2号及び第3号に掲げる経費 (耐震改修事業に係る経費に限る) ○上限額は次のとおりとする 戸建て住宅 600,000円/戸 (補助額) 長屋住宅・共同住宅 33,500円/㎡ (補助対象経費)	補助対象経費の 23パーセント以内
要緊急安全確認 大規模建築物	国要綱 「附属編Ⅲ編第1章イ-16-(12)-① 住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」 第1項第5項第2号(1)に掲げる経費 (耐震改修事業に係る経費に限る)	補助対象経費の 44.8パーセント以内

## 4.防災ベッド・耐震シェルターの紹介

### ●防災ベッドとは

地震発生時に、居住している住宅の倒壊から、自らの命を守るための装置として、金属製のフレーム等で上部を多い、ベッド内の人間を保護するもの。

### ◆防災ベッド(例)《出典:佐賀県耐震改修促進計画》



### ●耐震シェルターとは

地震発生時に、居住している住宅の倒壊から、自らの命を守るための装置として、居住空間に構造的な部材等で一部屋を補強し、安全な空間を確保するもの。

### ◆耐震シェルター(例)《出典:佐賀県耐震改修促進計画》



「大地震から助かる命を助ける」

県産材を活用した

# 室内用耐震シェルター



6畳タイプ

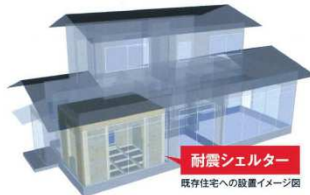
8畳タイプ

耐震シェルターとは、地震によって家屋が倒壊した場合でも、局所的な安全空間の確保を目的として室内に設置する頑丈で大きな箱です。壁を増すことなどで家屋全体の安全性能を向上させる一般的な耐震改修とは異なり、耐震シェルターは家屋内の部屋の中に頑丈な部屋（耐震シェルター）を設置することで、地震時の家屋の倒壊から身を守る避難場所を提供します。



## 負担の少ない震災対策

- 低コスト**  
家全体の改修工事に比べて安価
- 居ながら施工可能**  
工期中の引越は不要



## 佐賀県産材 耐震シェルターの特長

<p><b>特長 1</b></p> <p>県産材を使用 佐賀県産材の有効活用</p>	<p><b>特長 2</b></p> <p>構成部材のパネル化 工期短縮・施工可能 最小床面積の拡大</p>	<p><b>特長 3</b></p> <p>開口部を四方に設置 居住性を重視・津波に備えた 脱出口の確保</p>
---	--	--

<p><b>安全</b></p> <p>木造住宅の2階部分の重量に十分に耐えることができるため、地震による住宅の倒壊から身を守ることが可能です。</p>	<p><b>低コスト</b></p> <p>外壁等を撤去せず既存の居室の内側に設置するため、住宅全体の耐震改修工事と比較すると非常に安価です。</p>
--	---

## 実験風景

県産材で室内用耐震シェルターを共同開発！山口県で実大試験を行いました。(10畳用耐震シェルター)



## 耐震シェルターの使用例

(基本セット+オプションのイメージです)



## 施工例



① 部屋を解体し、土間コンクリートを施工した後に土台・大引を施工します。バリアフリーで既存床との段差がありません。



② 壁パネル・柱・梁・天井・耐震金具等を施工してシェルターの躯体が完成します。



③ 内装を仕上げしていきます。この上にクロス等を貼っていきます。



完成!



マスコットキャラクター「モクリン」

## 耐震シェルター仕様書

本体仕様表

	6畳タイプ	8畳タイプ
寸寸(開口×奥行×高さ) mm	3,075mm×2,580mm×2,550mm	3,485mm×3,480mm×2,550mm
開口(開口×奥行×高さ) mm	3,100mm×2,310mm×2,100mm(天井高さ)	3,200mm×3,200mm×2,100mm(天井高さ)
出入口(開口×高さ) mm	1,400mm×1,810mm	1,400mm×2,070mm

本体仕様表

	6畳タイプ	8畳タイプ
床・天井・壁	石膏ボードを使用	石膏ボードを使用
壁・天井・床パネル	県産材(杉・ヒノキ)・構造用合板(2x4)を使用	県産材(杉・ヒノキ)・構造用合板(2x4)を使用
天井・床パネル	県産材(杉・ヒノキ)・構造用合板(2x4)を使用	県産材(杉・ヒノキ)・構造用合板(2x4)を使用
金具	2重鋼材(耐震金具)を使用	2重鋼材(耐震金具)を使用

シェルター設置条件

	6畳タイプ	8畳タイプ
必要床幅(開口×奥行)	柱間 2,3,642mm×2,730mm以上(階高0階以上)	柱間 2,3,640mm×3,840mm以上(階高0階以上)
天井高さ	2,350mm以上	2,350mm以上の場合は別途工費が別途
出入口(開口×高さ)	700mm×1,500mm以上	
その他	シェルターの設置場所の出入り口(開口)は必ず確保してください。	

耐震シェルター価格表

	6畳タイプ	8畳タイプ
基本セット価格	510,000円(税別)	570,000円(税別)
セット内容	床材・柱材・天井・壁パネル・梁パネル	床材・柱材・天井・壁パネル・梁パネル
	天井パネル・金物等一式	天井パネル・金物等一式

※上記価格は材料代のみの特典となります。

※組み立てやオプション付属(設置仕様・修繕仕様・測量仕様)につきましては、詳しくは施工要領にてご確認ください。



木のある生活  
佐賀県産木材

## 佐賀県木材利用推進協議会

問合せ先

佐賀県建設労働組合連合会(佐賀建連)  
佐賀市御島町大字森田469-1 TEL.0952-30-8121



地域利用拡大緊急対策事業